

就労証明書の記載にあたって

この就労証明書は、保育を必要とする事由を証明するための重要な書類となります。
事業者の記載者さまにはお手数おかけしますがご協力お願いします。
なお、大宜味村役場HPから就労証明書のExcelをダウンロードし、パソコン入力でも記載できますが
プリントアウトしたものに**事業所印が必要**になります。(事業者以外による無断記載防止の為)

★必ず事業所印を押してください。
事業所印が無い場合、会社名のゴム
印や代表者の印鑑等でも構いません。

就労証明書

大宜味村長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	---	---		
担当者名				
記載者連絡先	---	---		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労生(児童)に無断で作成し又は改変を行った場合には、罰則上の責任に関与する場合があります。

6. 雇用契約に基づく就労時間を記載下さい。

変則就労で土曜日のシフトが見込まれる場合は、18の備考欄にその旨を記載してください。
例) 月〇回程度、〇時～〇時で土曜日の勤務が見込まれる

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
3	本人氏名	生年月日 年 月 日
4	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 (期間の欄には雇用開始日のみ) 年 月 日
5	本人就労先事業所	名称 住所
6	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業従事者 ☐ 家族従事者 ☐ 内職
7	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 日 一週 平日 時 分 ～ 時 分 土曜 時 分 ～ 時 分 日祝 時 分 ～ 時 分
8	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 日 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 日 主な就労時間等 (シフト時間等) 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
9	就労実績 (休日等における就業時間を含む)	年月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日/月 時間/分 日/月 時間/分 日/月 時間/分 日/月 時間/分
10	産前・産後休業の取得 (取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
11	育児休業の取得 (取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
12	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
13	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
14	育児のための短時間勤務制度利用者等 (取得予定を含む)	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間等 (シフト時間等) 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
15	保育士等としての勤務実績の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
16	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
17	入所内定時育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
18	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
19	雇用延長期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日
20	備考欄	
21	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

1～18は必ず事業所の方が記入をしてください。(※8～18は該当箇所のみ記入)

19のみ保護者記載となります。令和7年度からの新様式のため忘れずに記載下さい。
在園児については利用中に☑を。新規入園児のみ申込中に☑をお願いします。

自営業の方へ

5雇用の形態について「家族従業者」とは自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者です。有給での従事は「自営業専従者」に✓をし、個人事業主・経営者・代表者等は、「自営業主」に✓をして下さい。また就労証明書の他に添付資料も提出が必要です。詳しくは3Pを参照して下さい。